

令和5年横審第27号

裁 決

遊漁船B岸壁衝突事件

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松村徹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和4年8月6日11時10分

京浜港横浜第3区

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船B

総 ト ン 数 2.0トン

登 録 長 8.77メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 110キロワット

3 事実の経過

Bは、平成23年11月に進水した和船型FRP製モーターボートで、船体中央やや船尾寄りに操舵区画を配し、同区画中央に舵輪、左舷側にGPSプロッター兼魚群探知機、右舷側に機関遠隔操縦レバーをそれぞれ備え、b受審人が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、遊漁の目的で、船首1.0メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和4年8月6日04時30分京浜港横浜第3区の係留地を発し、同港第5区の釣り場に向かった。

b受審人は、05時00分前示の釣り場に到着して遊漁を始め、中ノ瀬航路東方の釣り場に移動して遊漁を行ったのち、10時30分同釣り場を発進して帰途に就き、GPSプロッターをコースアップ表示で作動させて東京湾を北上し、京浜港横浜第3区に入って横浜航路を北上してから同区の鈴繁ふ頭の北方を西行し、11時08分僅か前神奈川県横浜市神奈川区に所在する標高39.0メートルの二等三角点子安村（以下「子安村三角点」という。）から201度（真方位、以下同じ。）1.1海里の地点で、針路を277度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

b受審人は、着岸準備の依頼をするため、携帯電話を操作しながら続航し、11時09分半僅か過ぎ子安村三角点から213度1.2海里の地点で、係留地に向けて右回頭を開始した。

右回頭を開始したとき、b受審人は、出田町ふ頭A岸壁（以下「出田A岸壁」という。）まで140メートルとなり、その後同岸壁に向かう状況となったが、いつも帰航時に通過する鉄橋が見えてきたことから、無難に航行しているものと思い、出田A岸壁との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b 受審人は、携帯電話の操作を続けながら出田 A 岸壁に向かって進行し、11 時 10 分安村三角点から 2.16 度 1.2 海里の地点において、B は、船首が 323 度を向いたとき、原速力のまま、その右舷船首部が同岸壁に衝突した。

当時、天候は晴れで風力 2 の東風が吹き、潮候はほぼ満潮時にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、右舷船首部外板に破口等を、出田 A 岸壁は壁面に修理を要しない擦過傷をそれぞれ生じ、釣り客 1 人が右前腕打撲等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件岸壁衝突は、京浜港横浜第 3 区において、係留地に向けて帰航中、右回頭する際、船位の確認が不十分で、出田 A 岸壁に向かって進行したことによって発生したものである。

b 受審人は、京浜港横浜第 3 区において、係留地に向けて帰航中、右回頭する場合、出田 A 岸壁に向かって進行することのないよう、同岸壁との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、いつも帰航時に通過する鉄橋が見えてきたことから、無難に航行しているものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、出田 A 岸壁に向かう状況になったことに気付かないまま進行して衝突を招き、船体及び同岸壁にそれぞれ損傷を生じさせ、釣り客 1 人を負傷させるに至った。

以上の b 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年3月22日

横浜地方海難審判所

審判官 丸 田 稔